

福山市自治会連合会表彰規程

昭和 5 0 年 6 月 5 日

規 程 第 1 号

(表彰)

第 1 条 福山市自治会連合会（以下「この会」という。）は、住民の福祉増進のため自治会（町内会）活動を積極的に推進し、その業績が極めて顕著な自治会（町内会）長及び連合会長をこの規程により表彰する。

(基準)

第 2 条 この会の表彰は次の基準により、これを行う。ただし、同種の表彰は再びこれを行わない。

(1) 単位自治会（町内会）長に通算 1 0 年以上在任した者

(2) 連合会長に通算 5 年以上在任した者

(在任期間)

第 3 条 前条に規定する在任期間は満年をもって計算する。

ただし、1 年に満たない端数は 1 年とする。

(表彰と時期)

第 4 条 表彰は、表彰状と記念品を贈呈し、毎年 1 回行うものとする。

(推せん)

第 5 条 この表彰該当者の推せんは、連合会長が文書をもって本会の会長に提出するものとする。

附 則

この規程は、昭和 5 0 年 6 月 5 日から実施する。

附 則

この規程は、昭和 5 3 年 3 月 2 8 日から実施する。

附 則

この規程は、昭和 6 1 年 1 0 月 3 0 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 6 月 2 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 6 月 1 1 日から実施する。